

# 平成29年度 鹿屋市社会福祉協議会事業計画

## 基本方針

我が国もいよいよ人口減少社会に突入し、少子高齢化も一段と深刻な問題となつてまいりました。地域の相互扶助精神の希薄化によるコミュニティの脆弱化が叫ばれる中で、認知症高齢者の増加や、生活困窮者、若年者の引きこもりの問題など、福祉ニーズも多様化、複雑化し、これまでどおりの施策では十分な対応が難しくなつてきています。また、昨年は地震や台風等の自然災害により甚大な被害が発生し、どの地域においても災害に備えた取り組みが必要であることを再認識することとなりました。

一方で、平成29年4月1日より改正社会福祉法が施行され、社協としても組織のガバナンス強化や透明性の向上を進める必要があるとともに、地域福祉を推進する協議体としての特性を発揮して、社会福祉法人等と協働した地域における公益的な取り組みをさらに進めることも期待されています。また、生活困窮者自立支援制度や介護保険制度の見直しに向けた検討が進められるとともに、さらには「地域共生社会」の実現に向けた地域づくりの在り方が検討されるなど、地域福祉施策が目まぐるしく変化し続けています。長年、地域福祉の推進に取り組んできた社協においても、これからの活動のあり方が問われており、今後どのような取り組みと活動を行っていくかを示さなければならない時期にきています。

このような中、本会では、平成28年度に「第2期鹿屋市地域福祉活動計画」を策定し、「市民誰もが安心して暮らせる健康でぬくもりに満ちた福祉コミュニティの創造」の実現に向けて、行政をはじめ、町内会、民生委員・児童委員、社会福祉施設・団体、ボランティア、NPOなどと連携を図り、なお一層の地域福祉の向上に努めてまいります。経営面においては、改正介護保険法に基づく介護報酬の改定や予防給付の地域支援事業への移行に伴い、今後も介護保険事業の減収が見込まれるなど、極めて厳しい状況下にあります。一昨年度策定した「鹿屋市社会福祉協議会発展・強化計画」に基づき、本会の事業・組織・財政等の基盤強化を図り、法人経営や事業経営に努めてまいります。

本年度は、地域福祉推進の中核的な推進団体としての使命と自覚を改めて認識し、役職員等が一丸となって地域福祉の向上を図るため、次の重点目標を掲げて事業を推進してまいります。

## 重点目標

- 1 社会福祉協議会の事業・組織・財政等の基盤強化
- 2 地域福祉活動の推進（日常生活支援及び福祉教育・ボランティア活動の推進）
- 3 権利擁護推進センターの円滑な運営と高齢者等の権利擁護の推進
- 4 広報啓発活動等の充実
- 5 指定管理施設「市民交流センター福祉プラザ、輝北ふれあいセンター」の管理運営の充実
- 6 在宅福祉サービス事業の充実と効率的な運営

# 事業実施計画

## 総務課 所管

### 1 会務の運営並びに連絡・協調

- (1) 役員会等を開催し、本会の円滑な運営と事業の推進を図る。
  - ① 正副会長会 5月・12月・3月
  - ② 理事会 5月・6月・12月・3月
  - ③ 評議員会 6月・12月・3月
  - ④ 監事会 5月
- (2) 適正かつ効率的な組織運営に努める。
  - ① 定款・規程等の適正な管理
  - ② 既存の事務事業の見直し
    - (ア) 事務事業検証作業の実施
  - ③ 事業・組織・財務等の基盤強化
    - (ア) 社協発展・強化計画の円滑な実施及び各課・支所との調整
    - (イ) 組織・事業推進体制の見直し
    - (ウ) 財務体質の改善
  - ④ 職員人事と処遇管理
    - (ア) 適正かつ効果的・効率的な人員配置
    - (イ) 労務管理・給与・福利厚生等業務の効率化
  - ⑤ 財務会計等の運営・管理
    - (ア) 社会福祉法人新会計基準に基づく適正な会計処理
    - (イ) 財産の適正な管理（基本財産，固定資産物品，基金等）
    - (ウ) 内部会計監査の実施（10月）
  - ⑥ 個人情報，特定個人情報等の適正な管理及び取扱い
  - ⑦ 職員の健康管理
    - (ア) 衛生委員会（毎月）の開催
    - (イ) 職員定期健康診断，産業医による職場巡視及び健康指導の実施等
    - (ウ) ストレスチェックの実施
  - ⑧ 法人全般の庶務
- (3) 関係機関・団体等との連絡・協調を図る。
  - ① 行政との連絡・協調
  - ② 住民自治組織との連絡・協調
  - ③ 関係諸機関及び団体，社会福祉法人等との連絡・協調
  - ④ 県社協，九社連，全社協との連携

### 2 会員制度の周知と加入促進

会員制度について，市民等への周知と加入促進を図り，社協活動への理解と支援を求める。

### 3 広報啓発活動の推進

社協活動について理解と関心を深めていただくため，広報啓発活動を積極的に推進する。

- (1) 社協だよりの発行（4月・7月・10月・1月，年4回町内会全戸配布）
- (2) 社協ホームページへの掲載（随時）
- (3) 社協リーフレット（リニューアル）の配布
- (4) 社協事業紹介用パネルの展示（市役所，各種イベント等）
- (5) その他，各種会合・研修会等での社協活動の広報

#### 4 社会福祉功労者の表彰

永年にわたり，市内の社会福祉事業に従事し，功労のあったもの及び社会福祉活動に協力，援助し功績のあったものに対して表彰を実施する。

#### 5 保有施設の適正な管理・運営

当会が保有（管理）する鹿屋市社会福祉会館について，民間福祉団体等の活動の拠点として適切かつ効率的な管理・運営に努める。

#### 6 指定管理施設の適正な管理・運営

##### (1) 鹿屋市市民交流センター（福祉プラザ）の管理運営

高齢者や障がい者をはじめ，すべての市民が健康でいきいきと自立した生活を営み，社会参加活動を行うとともに，誰もが気軽に交流を深めることができる地域福祉活動の拠点施設として，サービスの向上と運営の効率化に留意し，施設利用者との協力関係の構築を図り，適切な管理運営に努める。

- ① 福祉プラザの円滑な管理運営等に関する事業
  - ・福祉プラザ内の施設管理
  - ・福祉プラザ利用団体の登録管理（随時）
  - ・福祉プラザ利用登録団体連絡会の開催（年1回）
- ② 福祉プラザに関する情報の提供
  - ・福祉プラザ通信の発行（毎月1回，町内会回覧及び各公共施設等へ配布）
  - ・社協ホームページや社協だより，市広報紙に福祉プラザ情報の提供
- ③ 福祉に関する調査
  - ・アンケート調査の実施
- ④ 福祉に関する相談事業
  - ・一般相談の実施（午後1時～午後4時，月～金曜日，祝日・年末年始は休み）  
※午前9時から正午までは，総合相談事業で実施する。
- ⑤ 福祉に関する研修及び啓発事業
  - ・福祉プラザ講座の開催（年40回）
  - ・福祉講演会の開催（年1回）
  - ・育児講演会の開催（年1回）
- ⑥ 高齢者の健康増進及び生きがいづくり活動の推進事業
  - ・高齢者入浴サービスの実施
  - ・高齢者パソコン講座の開催（年3期延べ24回）
  - ・男性のための料理教室の開催（5回シリーズ）

##### (2) 鹿屋市輝北ふれあいセンターの管理運営

社会福祉等の増進，地域間の交流等を図るための拠点施設として，適切な管理運営に努める。

- ① 輝北ふれあいセンターの円滑な管理運営等に関する事業
  - ・施設の管理，利用促進等

- ② 輝北ふれあいセンターに関する情報の提供
  - ・輝北ふれあいセンター通信の発行(年1回、町内会回覧及び各公共施設等へ配布)
  - ・社協ホームページや社協だより、市広報紙による情報の提供
- ③ 市民の健康増進等の事業
  - ・温泉入浴サービスの実施

## 7 役職員等の研修

役職員等の更なる資質向上を図るため、研修会、大会等に積極的に参加するとともに、職員等を対象にした研修を実施する。

- (1) 県社協等が主催する研修会や大会等への参加
- (2) 職員内部研修会の実施

## 8 人材の育成

福祉職としての専門性を高めるため、社会福祉士、介護福祉士、介護支援専門員等の資格取得を職員に勧奨するなどして人材の育成に努める。また、社会福祉の専門家や看護師等を目指す学生等に実習の場を提供する。

## 9 その他

鹿屋市民生委員児童委員協議会の事務局業務の受託

# 地域福祉課 所管

## 1 地域福祉活動の推進

誰もが安心して生活できる地域基盤を構築していくことを目指し、見守り・声かけ活動やちょっとした困り事などの基本的な生活支援、また社会との繋がりを持ち地域への参加を促進するための居場所づくりなどを推進する。

- (1) 福祉活動専門員の配置
- (2) 地域福祉活動コーディネーターの配置(安心生活創造推進事業)
- (3) ふれあいネットワーク活動(見守り・声かけ活動)の推進及び支援等
- (4) ふれあい・いきいきサロン活動の推進及び支援等
- (5) 生活支援サービス事業の推進及び支援等
- (6) ドライブサロン事業の推進及び支援
- (7) コミュニティ協議会や民間事業所等多様な主体との連携
- (8) 社会福祉法人の地域貢献活動の推進及び支援
- (9) 生活困窮者等への支援
- (10) その他、地域福祉活動に関する連絡調整業務

## 2 生活支援・介護予防体制の充実・強化

日常生活上の支援が必要な高齢者が、住み慣れた地域で生きがいを持って在宅生活が継続できるように生活支援・介護予防サービスの体制整備を図ります。

- (1) 生活支援コーディネーターの配置(第1層)
- (2) 地域の関係者による協議体の運営
- (3) 地域課題の把握及びサービス提供体制づくりへの支援(ニーズとサービスの調整)
- (4) 生活支援の担い手の養成、サービスの開発
- (5) 地域ふれあい会議の設置・運営

- (6) 市民への啓発活動
- (7) 第2層コーディネーターの総括及び社協・包括・サブセンターが一体となった事業の実施など

### 3 地域福祉活動計画の進行管理及び評価

鹿屋市地域福祉活動計画に掲げた具体的な事業や活動が、計画どおりに実行されるよう適切な進行管理及び評価に努める。

- (1) 適切な進行管理
- (2) 策定及び評価に関する委員会の開催
- (3) 内部評価体制の充実
- (4) その他、連絡調整業務

### 4 福祉教育やボランティア活動の推進

他人や地域を思いやる「福祉の心」の醸成を図り、福祉に対する理解と関心を深め、ボランティア活動の推進やその環境づくりに努める。

- (1) 福祉教育の推進
  - ① 福祉イベント（鹿屋市保健福祉フェスタ、かのやボランティアフェスティバル等）の開催
  - ② 福祉・ボランティア作文コンクールの実施
  - ③ ボランティア活動推進校における福祉教育の支援
  - ④ 福祉体験出前講座の開催（地域、学校、企業関係）
  - ⑤ 福祉体験教材等の貸出（車椅子、高齢者疑似体験セット等）
  - ⑥ 児童・生徒のふれあいボランティア活動事業の実施
- (2) ボランティアの育成
  - ① 小学生高学年を対象とした研修会の開催
  - ② サマーボランティア体験学習の開催（中・高校生等）
  - ③ ボランティア養成講座の開催
- (3) ボランティアセンター機能の充実
  - ① ボランティアコーディネーターの配置
  - ② ボランティアセンター運営委員会の開催
  - ③ ボランティア活動に関する情報の収集及び提供
  - ④ ボランティアニーズの把握やボランティアの掘り起こし
  - ⑤ ボランティアの需給調整
  - ⑥ ボランティアバンクの整備
  - ⑦ ボランティアの活動支援（ボランティア活動保険加入手続き等）
  - ⑧ かのやボランティアフェスティバル等によるボランティア啓発活動の充実
- (4) 災害時におけるボランティア活動の推進
  - ① 県・市総合防災訓練等に参加（災害ボランティアセンター設置・運用訓練）
  - ② 災害ボランティア養成講座の開催
  - ③ 関係機関・団体と連携し、災害ネットワークづくりの推進
  - ④ 市外における災害ボランティアセンター設置・運営に協力
- (5) 高齢者元気度アップポイント事業の実施
  - ① 高齢者元気度アップポイント事業の周知及び登録
  - ② 高齢者元気度アップポイント事業研修会の開催
  - ③ 高齢者元気度アップポイント事業手帳の交付

- ④ 高齢者元気度アップポイント事業評価ポイントの付与・管理・転換交付金の交付等
- ⑤ 高齢者元気度アップポイント事業フォローアップ研修会の開催（年1回）
- ⑥ ふれあい・いきいきサロン活動への助成（新地域支援事業）
- (6) 高齢者元気度アップ地域包括ケア推進事業の実施
  - ① 元気度アップ事業の周知及び登録
  - ② 元気度アップ事業評価ポイントの付与・管理・転換交付金の交付等

## 5 総合相談事業（心配ごと相談事業）の実施

市民の日常生活上のあらゆる相談に応じ、適切な助言及び援助を行い、相談解決の糸口が見いだせるよう心配ごと相談（総合相談）を実施する。

- (1) 一般相談の実施
  - 午前9時～午後4時，月～金曜日（祝日・年末年始は休み）
  - ※午後1時から午後4時までは，福祉プラザ管理運営事業で実施する。
- (2) 専門相談の実施
  - ① 法律相談（毎月第1金曜日，午後1時～午後4時）
  - ② 財産・登記相談（毎月第2・3・4金曜日，午前9時～正午）
  - ③ 税務・経営相談（毎月第1金曜日，午前9時～正午）

## 6 権利擁護推進センターの円滑な運営と高齢者等の権利擁護の推進

成年後見制度や福祉サービス利用支援事業利用者の権利擁護の推進に努める。

- (1) 権利擁護推進センターの運営
  - ① 成年後見制度や福祉サービス利用支援事業の相談及び情報提供
  - ② 福祉サービス利用支援事業の実施
  - ③ 成年後見（法人後見）の実施
  - ④ 権利擁護推進センター運営委員会の開催
  - ⑤ 権利擁護推進センター審査委員会の開催
  - ⑥ 県社協や各関係機関・団体との連携
- (2) 権利擁護推進センターに関する市民への広報啓発
  - ① 権利擁護推進セミナーの開催

## 7 障がい者の社会参加と自立支援の促進

障がい者の社会参加と自立支援の促進を図るため，次の事業を実施する。

- (1) 障害者社会参加促進事業の実施
  - ① 手話奉仕員養成講習会の開催
  - ② 点訳奉仕員養成講習会の開催
  - ③ 音声訳奉仕員養成講習会の開催
  - ④ 要約筆記奉仕員養成講習会の開催
  - ⑤ 点字・声の広報発行事業の実施
- (2) コミュニケーション支援事業の実施
  - ① 手話奉仕員・要約筆記奉仕員の派遣
  - ② 手話奉仕員専門研修会の開催（年1回）
- (3) 福祉機器リサイクル事業の実施

## 8 子育て支援事業の推進

子育て中の保護者等が地域で安心して子育てが出来るよう子育て機能の充実を図る。

- (1) 鹿屋市ファミリー・サポート・センター事業の実施

- ① アドバイザーの配置
  - ② 会員の掘り起こし及び利用促進, 会員間の調整
  - ③ 新規登録会員への講習会の開催 (年3回及び利用会員については随時登録)
  - ④ 会員のフォローアップ講習会の開催 (年1回)
  - ⑤ 全体交流会の開催 (年1回)
  - ⑥ 会報の発行 (年2回)
- (2) つどいの広場“りな”事業の実施
- ① 子育てアドバイザーの配置
  - ② つどいの広場“りな”の開設 (子育て親子の交流、つどいの場の提供)
  - ③ 子育て支援講習会の開催 (月1回)
  - ④ 子育てイベントの開催 (2ヶ月に1回程度)
  - ⑤ 子育て等に関する相談, 援助の実施
  - ⑥ りなっこだより [“りな”に関する情報の提供] の発行 (月1回)
- (3) 子育てに役立つ情報の収集及び提供
- (4) 子育てサロンの推進及び支援

## 9 広報啓発活動等の充実

- (1) 福祉モニターの配置及び福祉モニター会議の開催等
- (2) 福祉関係機関・団体等からの情報収集並びに連携強化
- (3) 福祉情報配信サービス事業の実施

## 10 低所得世帯等の福祉の増進

低所得世帯, 障がい者世帯, 高齢者世帯等に対して, 資金の貸付と相談支援を行うことにより, 世帯の自立更生や生活の安定を図る。

- (1) 生活福祉資金の相談, 助言, 貸付, 償還指導
- (2) 生活困窮者自立支援事業実施機関との連携
- (3) 小口資金貸付事業の実施
- (4) 償還促進月間の実施
- (5) 生活困窮者食料支援事業(仮称)の実施
- (6) 法外援護事業の実施

## 11 一般社会福祉事業の推進

- (1) 災害援護事業の実施
- (2) 福祉機器貸出事業の実施

## 12 各種イベントの開催

- (1) 鹿屋市ふれあい福祉まつり 2017 の開催  
(保健福祉フェスタ, 保健福祉ふれあいレクリエーション, かのやボランティアフェスティバル)

## 13 共同募金配分金事業

- (1) 公募型助成事業  
地域福祉活動支援事業, 安心・安全福祉のまちづくり支援事業, 地域歳末たすけあい助成事業の実施
- (2) 各種イベントの開催
  - ① 第11回赤い羽根・共同募金チャリティグラウンドゴルフ大会の開催
  - ② 第7回赤い羽根共同募金チャリティゴルフ大会の開催
  - ③ チャリティ映画の開催

- 14 福祉団体等の育成援助
- 15 共同募金運動への協力
- 16 日本赤十字社社員増強運動への協力

## 在宅福祉サービス課 所管

### 1 介護サービス事業の経営（介護保険事業・障害福祉サービス事業）

#### (1) 経営の理念

当会の使命やノーマライゼーションの理念に基づき、介護を必要とする高齢者や障がい者が、可能な限り在宅で、尊厳を持って本人の有する能力に応じ自立した日常生活を継続して送れるように支援に努める。

#### (2) 経営の方針

- ① 常に利用者本位で質の高い介護サービスの提供
- ② 経営の実態把握と分析，情報共有，改善
- ③ 介護等職員の人材育成・定着，確保
- ④ 介護予防・日常生活支援総合事業への円滑な移行
- ⑤ 地域福祉部門との連携強化

#### (3) 事業の実施内容

##### ① 介護保険事業の実施（法令根拠：介護保険法）

事業名	事業内容・実施場所
(ア) 訪問介護事業	自宅で入浴，排泄，食事及び清掃，買い物等サービスの提供（介護予防訪問介護も含む） ・実施場所 本所分室
(イ) 訪問入浴介護事業	専用の浴槽やボイラー設備を装備した入浴車で自宅を訪問し，入浴サービスの提供 ・実施場所 本所分室
(ウ) 居宅介護支援事業	居宅介護サービス計画書の作成等（介護予防支援及び住宅改修支援も含む） ・実施場所 本所分室，輝北支所
(エ) 介護予防・生活支援サービス事業	現行の介護予防訪問介護相当のサービスの提供（要支援1・2の方及び市がチェックリストに基づき，事業対象者と判定された方） ・実施場所 本所分室

##### ② 障害福祉サービス事業の実施（法令根拠：障害者総合支援法）

事業名	事業内容・実施場所
(ア) 居宅介護事業	自宅で入浴，排泄，食事及び清掃，買い物等サービスの提供（身体・知的・精神障がい者） ・実施場所 本所分室
(イ) 重度訪問介護事業	自宅で入浴，排泄，食事，外出時の移動支援等サービスの提供（重度の身体・知的・精神障がい者）



	・実施場所 本所分室
(ウ) 同行援護事業	移動に必要な情報の提供, 移動の援護等の外出支援サービスの提供 (視覚障害者) ・実施場所 本所分室
(エ) 移動支援事業	通院, 買い物, 散歩, 習いごとなど外出支援サービスの提供 (身体・知的・精神障がい者) ・実施場所 本所分室
(オ) 身体障害者訪問入浴サービス事業	専用の浴槽やボイラー設備を装備した入浴車で自宅を訪問し, 入浴サービスの提供 (身体障がい者) ・実施場所 本所分室

#### (4) 介護等職員の研修会の実施

##### ① 内部研修の実施

(ア) 事業所全体の月例研修, 事業所毎の専門研修等の実施

##### ② 外部研修の実施

(ア) 県社協, 県ヘルパー協議会, 県介護支援専門協議会等主催の研修会等に出席

(イ) 先進地研修会の実施

#### (5) 関係機関・団体との連携

##### ① 介護保険事業における関係機関・団体との連携

(ア) 鹿屋市高齢福祉課・鹿屋市地域包括支援センター

(イ) 市内介護保険関連事業所, 医療機関

(ウ) その他関係機関・団体

##### ② 障害福祉サービス事業における関係機関・団体との連携

(ア) 鹿屋市福祉政策課, 肝属地区障がい者基幹相談支援センター

(イ) 市内特定相談支援事業所, 医療機関

(ウ) その他関係機関・団体

## 2 高齢者等介護予防事業の実施

在宅の高齢者等が住みなれた地域で尊厳ある生活を継続できるよう, 介護予防や日常生活上の支援を行い, 要介護状態への進行の防止と在宅での自立した日常生活の維持向上を図り, 高齢者の自立と社会参加の促進を図る。

(1) 高齢者等訪問給食サービス事業の実施 (吾平支所・輝北支所・串良支所)

(2) 高齢者等生きがい対応型デイサービス事業の実施 (輝北支所)

## 3 障がい者基幹相談支援センター事業の実施

障がい(身体・知的・精神)に係る総合相談支援の拠点機関として, 社会福祉会館内に肝属地区障がい者基幹相談支援センター及び障がい者虐待防止センターを設置して, その管理運営に努める。

(1) センターの管理運営 (事務室, 相談室の提供及び相談環境の整備)

(2) センター相談員との連携及び事業の共同実施 (ハートフルウィーク等)

(3) センターだよりの発行 (年4回)

(4) 障がい福祉に関する普及啓発

- (5) おおすみ障害者就業・生活支援センターとの連携

#### 4 社会福社会館の管理運営

当会地域福祉事業等の推進及び社会福祉団体等の福祉活動の拠点施設として、その管理運営に努める。

- (1) 適正な施設の管理運営
- (2) 施設の利用促進, 広報
- (3) 施設老朽化に伴う中長期修繕計画の策定
- (4) 施設利用機関・団体等との連絡会の開催 (年1回)

#### 5 葬儀事業の実施

自宅や公共施設等で、市民を対象に誰でも利用しやすい低価格で質の高い葬儀サービスの提供に努める。

- (1) 専門職員を配置し、自宅葬を中心とした葬儀サービスの提供
- (2) 利用促進, 広報
- (3) 葬儀に係る固定資産物品, 一般備品等の管理